# 弁政連NEWS

政治を動かす・未来を動かす



# 年頭のご挨拶



日本弁護士政治連盟 理事長 平山 正剛

明けましておめでとうございます。

昨年7月、参議院議員選挙で国民の民意が示され、いわゆる国会のねじれ現象が解消されました。 「法の作り手」である国会議員の先生方には、党派を越えて100年後の歴史家の評価にたえる見事なお取組を切に願うものであります。

特に、昨年9月、2020年の東京オリンピック開催が決まりました。全世界の人々が、世界一「安全、安心」な美しい国として、心配なく日本を訪れることができるよう、内政、外交に最大限のご尽力をお願い致すところです。

私ども日本弁護士政治連盟(弁政連)の任務は、1つには「法の支配」を指導理念とする日本弁護士連合会(日弁連)の政策を迅速、的確にバックアップすること、2つには各政党との関係においては常に国民、市民の立場に立ち、いわば公共性の空間を担う立場から、常に前向きかつ率直に要請、提言の活動を行うことにあります。

この間の経験に鑑みますと、各政党とも、私ども の立場を十分に御理解いただき、率直な対話をさせ ていただていることは、大変ありがたいことと深謝 申し上げます。

一方、組織内部をみますと、組織強化が喫緊の課題となります。残る12か所で支部を設立いただいて、全地域での支部設立を本年中に達成したいと願っております。

弁政連は、今年も司法がかかえる諸問題について 日弁連執行部を支え、全力を尽くす決意でありま す。会員の皆様におかれましては、一層のご協力と ご支援を賜りますようお願い申し上げ、年頭のご挨 拶とさせていただきます。 世界に誇れる 「法の支配(rule of law)」 のゆきわたった国に



日本弁護士連合会 会長 山岸 憲司

明けましておめでとうございます。

昨年は、民主主義、法の下の平等といった根源的価値から議論されてきた「一票の格差」違憲訴訟判決や婚外子相続分差別違憲決定などが最高裁で出されました。また、憲法改正問題、集団的自衛権の行使容認に関する解釈改憲の議論がなされ、そしてまた、特定秘密保護法の問題性について議論が沸騰するなど、立法・行政・司法をめぐって、多くの問題が提起された年でした。

私どもが取り組んできた、原発事故による損害賠償請求の消滅時効期間を延長する特例法の制定、集団的消費者被害回復訴訟制度の実現も果たされ、また、婚外子相続分についての民法改正も実現しました。

国会議員の先生方には、これら多くの問題について意見交換をさせていただき、ご支援をいただきました。心から感謝申し上げたいと思います。

今年も、様々な課題に直面することになると思います。人権擁護団体として、法律家団体として、国民に問題点を明らかにしながら、十分な議論を尽くしていくことによって、この国を過ちのない方向に進め、市民の方々の権利が十分に確保されるよう努力して参りたいと思います。

取調べの録音・録画 (可視化) の実現や少年国選 付添人の拡大など、刑事・少年事件関係での取組が 正念場にきています。

世界に誇れる「法の支配 (rule of law)」のゆき わたった国にしていければと思います。

本年も、より一層のご支援・ご協力をよろしくお 願い申し上げる次第です。

# 弁護士の政策形成活動

# ~世界を動かす 政府を動かす~

司 会 岡本 正 広報委員会副委員長 小川晃司 本誌編集長



伊藤 和子 東京弁護士会 ヒューマンライツ・ナウ 事務局長 46期



土井香苗東京弁護士会ヒューマン・ライツ・ウォッチ日本代表53期



猿田 佐世 第二東京弁護士会 新外交イニシアティブ 事務局長 55期

#### <はじめに>

【岡本広報委員会副委員 長】 今回の進行を担当 させていただきます、弁 政連広報委員会副委員長 をしております56期の岡 本と申します。まずは伊 藤先生から、ご自身の活 動を含めて自己紹介をお 願いします。



【伊藤氏】 46期の伊藤和子です。2004年に日弁連の留学制度に応募してニューヨーク大学ロースクールに留学させていただき、その間に国連や国際NGOの人権活動に触れる機会があり、2006年に日本を本拠地としたヒューマンライツ・ナウという国際人権NGOを立ち上げ、事務局長として活動しています。当団体は国連の経済社会理事会で特別協議資格を取得した非営利団体で、国連の人権に関するすべての会合で発言する資格を取得しています。日本の弁護士が中心となっていて、会員数は700名ちょっと、「国境を超えて特にアジア地域の深刻な人権問題に

ついて取り組む」活動をしています。最近は国連人権理事会などに対して、アドボカシー活動をしています。また、2009年以降は、日本の人権問題の政策提言にも力を入れてきました。その後、政権の枠組も変わり、東日本大震災や原発事故などによって新たな人権問題も生まれていますので、今の時点で国際的な人権基準と日本の人権保障のギャップをどう解消していくのかも、課題のひとつとしています。

【土井氏】 53期の土井香苗です。伊藤さんがニューヨークへ行った1年後に同じくニューヨーク大学に留学し、それがきっかけとなってNGOの活動を主とするようになりました。その後ニューヨークに本部がある世界二大人権NGO「ヒューマン・ライツ・ウォッチ」でフェローとして1年間働き、2009年から同団体の東京事務所を立ち上げて今に至ります。ヒューマン・ライツ・ウォッチは世界約70か国から約400人弱のスタッフがいまして、その半分以上が法曹資格を持っていると思います。東京に事務所をつくったのは、日本政府に対して政策提言活動ができる事務所を設立するためです。世界中の人権問題を解決するために日本政府の外交政策をどうするか提言する活動が主になっています。

【猿田氏】 外交を取り扱うシンクタンク「新外交イ ニシアティブ (New Diplomacy Initiative / ND)」 の事務局長をしております55期の猿田佐世です。 ニューヨークのコロンビア大学ロースクールを卒業 後、ワシントンにあるアメリカン大学へ進みまし た。ワシントンで見た「日米外交」のあり方に疑問 を抱き、この団体を設立しました。アメリカは、 米軍基地問題やTPP等のいわゆる外交問題に限ら ず、日本の様々な国内問題、…例えば憲法改正から 弁護士増員に至るまで…に圧倒的な影響力を及ぼし ます。一昨年民主党が、2030年代に原発ゼロとの閣 議決定を行おうとしたときに、アメリカの影響でそ れが見送られたことはわかりやすい例と言えるで しょう。しかし、それほど影響を及ぼす「日米外交」 には、限られた人々のみが関わり、外交現場には限 られた声しか反映されていません。多様性ある日本 の幅広い声を外交に届けたい、そんな想いから、4 年ほど前に米国政府や米議会に対するロビーイング (政策提言) 活動を始めました。アメリカで日本に 興味のあるアメリカ人はとても少ないので、日米関 係についての政策提言といっても容易ではありませ ん。例えば、鳩山政権時代、私は沖縄の米軍基地の 削減を求めて米議会議員を回りました。当時、日本 では沖縄の基地問題が連日新聞のトップ記事であり 日米関係はそれ一色。しかし、米下院の同問題を管 轄する小委員会の委員長には「沖縄の人口は2,000 人ですか?」と聞かれたりする。驚愕します。アメ リカでは、いわゆる「知日派」といわれる人々以外 には日米外交が広がりを持っていないのです。ま た、日本側もごく限られた人々しか、日米外交にか かわっておらず、ワシントンで聞く「日本」という のは、私の知る多様な声を持つ日本とは全く異な りました。NDの目的は国境を越えて情報を流通さ せ、政策提言をしていくことです。日本の議論を海 外に伝え、また、海外でどんな議論がなされている のかを日本向けに発信する。政策提言を作り上げ、 その上で、米国政府、米国議会に足を運んで直接働 きかけていきます。

【岡本広報委員会副委員長】 ひと通りお話をいただきました。ロビーイングという用語だと狭い領域で特定の人向けにアピールをするというイメージがあると思いますが、活動全体を整理していただけますか。

【伊藤氏】 活動の柱は3つあり、1つ目は事実調査です。人権侵害は、多くの場合誰も知らないところ

で行われていて、知られていないがゆえに放置さ れ、解決されない。そこで、私たちは最初に、事実 の調査を進めています。現地調査に行き、その報告 書を作成・公表すること、それに基づいてステート メントを出すところから始まります。次に2番目の 柱としてアドボカシーがあります。アドボカシーと は、社会的問題の解決を求めて政策決定者に働きか けを行うこと等と理解されていますが、当団体で は、政策提言とそれを実施するためのロビーイング を進めています。人権侵害を国際人権基準に即して どのように解決するべきかを明らかにし、解決する 役割を果たしうる世界のアクターにそれを提案し、 働きかけを行います。この活動のなかには、国連の 人権理事会や国連総会などで人権問題解決に向けて の決議を採択させるということも含まれます。3つ 目は他の団体と違うのかもしれませんが、エンパー メントと呼んでいる活動があります。その国で活動 している人権団体・市民社会の方を支援する活動で す。例えば中国やミャンマーでは人権が日常的に否 定されてきたし、人権という概念を学校でも教えな いので、普通の人たちも人権について十分に理解し ていない、あるいは市民社会としても問題の解決方 法がわからない。まず知ることが現状を変える力に なりますので、現地の市民社会に対するトレーニン グや教育を行う、という支援活動も行っています。 この3つの柱で活動をしています。

【岡本広報委員会副委員長】 今、国連決議を取るというような大きな話もあったんですけど、その辺りにはどのようにたどり着けるのでしょうか。

【伊藤氏】 国連人権理事会の決議には2種類あっ て、1つは以前からあるカンボジアやミャンマーの 人権問題、また拷問や女性に対する暴力など、毎年 必ず、人権理事会の会期に議論がされ、決議が採択 されるテーマがあります。そういう決議についてい い内容を盛り込みたい場合、日本でいえば外務省が それに対応しているので働きかけをするとか、それ だけだと弱いのでEUやアメリカ政府にも働きかけ を行う。最近はブラジルや南アフリカ等新しいアク ターが出てきていますので、そういう国に対しても 働きかけを行っていくということがあります。もう 1つは、「国際社会でまだ扱われていないが重要」 というテーマについて、3~5年くらいという時間 をかけてキャンペーンを行って決議を実現し、新し い人権スタンダードを構築するのですが、これはも のすごく大変なので、私達もまだ着手できていませ ん。最近ですと、先々週カンボジアの人権問題に関



する国連人権理事会の決議が上がったんですけど、 日本政府がこれに先立ち、カンボジアに調査ミッ ションに行くというので、事前にこういう人権団体 の方に必ず会って下さい、こういう問題を調査して 下さいということを働きかけたりします。カンボジ アの人権状況に関する国連人権理事会の決議は日本 政府が第一ドラフトを作成する慣例になっています が、内容について日本政府に働きかけをし、また中 国やアジア諸国は「それよりも後退した決議にしま しょう」ということもありますので、後退しないよ う、さらに先進的な意見を言ってもらうよう、EU やアメリカに働きかけをしたりします。さらに、国 連人権理事会の公式会合では、NGOに発言の機会 があり、カンボジアの人権問題についてだいたい10 団体くらいが口頭発言する機会があるので、そこに エントリーして発言します。発言内容がかぶらない ように調整しながら一番アピールしたい点を発言し ます。

【土井氏】 私もヒューマン・ライツ・ウォッチに入っ て、国連の決議や人権に関連する条約をNGOが舞 台裏で主導して実際に作っているということがよく わかりました。ヒューマン・ライツ・ウォッチの中 では、東京や欧米の主要都市はもちろん、デリーや ヨハネスブルグなど世界各地の主要都市の担当者 が、各国に対して被害者の利益をアドボカシーし、 アイデア、プロセス、説得もやっています。ヒュー マン・ライツ・ウォッチの内でそれぞれ「キー国」 主要都市の事務所と連携を取りながら世界的な戦略 を立てて、分担をして動いていく。そういった中で 人権の世界的なイニシアティブが生まれる。外交官 は国益を背負って働いている人たちなので、多くの 場合人権は重視しません。NGOの力が非常に強い ということが中に入って実情を見てよく分かりまし た。多くの主要な国際NGOのアドボカシー担当者



く、国際法を十分理解した上で各国の政策決って内での政策決ってを、国連での政策決っては、国連をより、国際法の事業をである人達が入って表す。と考えています。

は法律家であることが多

ヒューマン・ライツ・

ウォッチは昔他団体と一緒に「対人地雷禁止条約」でノーベル平和賞をもらいました。もちろん条約なので加盟するのは国ですが、NGOが受賞者であることも、この条約を作ったのはNGOであることを示しているかと思います。

【岡本広報委員会副委員長】 情報をどういったきっかけで見つけ出し、かつ発信しようとしていくのでしょうか。

【猿田氏】 国境を越えて情報を伝えるにはどうした らいいか、それが、新外交イニシアティブの一番の 視点です。米軍基地問題を例にとれば、この問題に ついては、既に日本ではたくさんの調査がなされ文 献が出ています。しかし、アメリカでは沖縄の問題 を知っている人は少ない。ですから、日本からの情 報や政策提言を伝えるにはどうしたらいいのか、 日々工夫を凝らします。どんな機会にどう表現すれ ばニューヨーク・タイムズやワシントン・ポストに この問題が掲載されるか、どんな米議員にアプロー チすれば耳を貸してもらえるか、と考え、動き続け ています。例えば、米紙に基地削減を訴える意見広 告を掲載した際、日本の子どもが前を向いている写 真を使ったら、米国人のパートナーからアジア系の 子どもを使うなら顔は見えない写真に、と言われた ことがありました。アメリカでアジア系の写真を使 うと共感を得られない場合があるとのこと。これが 現実です。また、提言活動についても、アメリカで 読まれることを意識した報告書は日本にはあまり存 在しません。現在、NDでは日米地位協定の改訂に 向けた提言書を作っていますが、もともと興味がな く忙しい米国議員向けに、コンパクトにまとめ、実 際にロビーイングをして手渡す時のこと、またそれ がアメリカの政治家に使われる時のことを考えて作 成しています。日本の中にいる人達の声がうまく国 境を越えられるようにお手伝いをするのがNDの一 番のミッションです。アメリカの議会、シンクタン クや大学、現地の団体に働きかけをし、連携をして 動きます。英語や文化の違いは時に高いハードルで すし、そもそも日本という国に全く興味が無い人た ちに対して「日本」を売り込んでいく必要もあり、 それが他のお二人とは違う難しさかも知れません。 例えば、沖縄の基地問題を「沖縄」や「基地」といっ ても見むきもしない相手でも、「環境問題」、「女性 の権利」、「子どもの権利」あるいは「米国の財政難」 というトピックに関心のある人は多いので、相手の

関心を見極め、それに合わせて沖縄の問題を訴えていくなどします。また、多くの人が日本に関心を持たない中、ロビーイング等の訴えの先は、アメリカの中でも政策決定に影響を持つシンクタンク研究員やアメリカの議会など、ターゲットを絞ることも必要です。また、ロビーイング以外にも、日米関係に絡む論点について、研究会・講演会をやったり、出版活動なども行います。

【伊藤氏】 広く一般の方々に興味を持っていただく というのはとても大切な課題です。

日本は人権問題への意識が残念ながら高くない部 分があって、人権という言葉自体にアレルギーを 持っている方も多くいらっしゃいますので、それが どれだけ自分たちに身近なものなのかを共感しても らえるかというのは非常に難しいところです。国際 的な人権問題で、日本人が共感しやすい人権問題と いうと女性の権利や子どもの権利でしょうか。あと は日本の市民は、平和に対する非常に強い意識を 持っているので、シリアの紛争についてもアメリカ が軍事介入するという際には、大きな反対の声があ がり関心も高まりました。また、私たちは2009年か らタイ・ミャンマー国境で、ミャンマーの若者たち に人権教育活動をしてきましたが、その結果として トレーニングした学生さんが国に戻って人権活動を 行うようになっています。そういうポジティブな効 果がある活動には比較的共感が広がりやすいと思い ます。また、ヒューマンライツ・ナウのホームペー ジで最近一番ヒットしているのは日本の問題です ね。日本の原発事故後の人権問題、東日本大震災後 に避難所や仮設住宅で何があったのか、また、政治 家の慰安婦発言など、日本に関わる人権問題に関し ては非常に興味を持つ方が多いです。しかし、私た ちは関心のあるなしにかかわらず、国内外間わず、 重要な人権問題について、情報を発信するというこ とをやっています。

それから日本人に働きかけると同時に、世界各国への働きかけも大切です。各国政府には、各国がそれぞれ得意としている人権問題について働きかけをする。例えば日本政府は、カンボジアやミャンマー、フィリピンの問題等は積極的に関わります。こうしたテーマに関しては、仮に日本人の関心が低い分野でも、日本政府には役割を果たすように求めて取り組んでいます。アメリカやカナダは、パレスチナ問題についてはなかなか人権団体の立場に共感してもらえないのですが、他のアジア地域の問題については日本より強い立場で自分たちにできることはやってくれます。さらに他のアクターが得意とし

ているテーマもあるわけですよね。どの国もパーフェクトではないので、それぞれの利害に基づいて、自分たちとして興味を持ち、考えている人権課題がある、そこで私たちがやりたいアジェンダと一致する国に働きかけていくということになると思います。

【小川編集長】 日本人だ と興味を持つところは 違ってくるでしょうか。

【伊藤氏】 そうですね。 先日はバングラデシュの 人権活動家が逮捕された 事案について、ヒューマ ン・ライツ・ウォッチさ んからも呼びかけがあ り、国際NGO共同キャ



ンペーンをしましたが、国内ではとても関心が低かったので残念でした。できればそういうことを徐々になくしていきたいと思っています。

【土井氏】 私たち人権NGOの基本的な考え方は「問 題を解決する」ということです。そのためには政策 を決定する人々が動くことが必要です。よって、必 ずしもあらゆる日本人にあらゆる人権問題について 興味を持つべきということではないのですが、それ でも興味を持っていただければうれしく存じます。 ですけど例えば「なぜバングラデシュの人権問題な んですか? | と言われたら、バングラデシュに対 する最大のODA供与国は日本だということを指摘 したいと思います。日本政府から経済支援をすると きには国際スタンダードをしっかり守って下さいと 言ってもらえれば、非常に影響力があります。バン グラデシュの活動家たちもそういう気持ちがあっ て、ヒューマン・ライツ・ウォッチにもヒューマン ライツ・ナウにもぜひ、日本政府に働きかけてほし いと思うわけです。バングラデシュだけではありま せん。日本政府は多くのアジア・アフリカ諸国等に とって主要なドナー国なのに、人権面ではほとんど その影響力を行使してきませんでした。

日本の政府というのは非常にお金がある政府ですので、世界各国で強い発言力があるのです。しかし、人権についてはこれまでほとんど発言してきませんでした。我が国は民主国家なので国民が興味を持てば政治家は動いてくれます。そう言う意味で国民も興味を持って欲しい。それが人権問題を解決するためのもっとも効率的なやり方なんですよね。政



府はたくさん経済的な支援をしている国に関して 知ってもらいたいし、日本人には日本政府が外国で 何をやっているのかいないのかについて目を光らせ てもらいたいのです。欧米の市民社会は長い間こう した活動をやってきているので、外交官も自国の国 益のためだけではなく、世界の人権のために行動す ることも多いです。日本外交も早くそうしたレベル に上げていかなければと思います。

【岡本広報委員会副委員長】 我が国の行政、立法過程で、政策提言活動というものに対する関心、もしくは温度についてどのような感触をお持ちになっていますか。

【土井氏】 我々NGOの場合は、武器は世論だけです。経済的利益はもちろん武力なども持っていません。ですから、アドボカシーを行っても、国民の支援がどの程度あるのかによって温度差がでると感じます。「バングラデシュ? はぁ~?」みたいな反応も多いですし、北朝鮮だと話を聞いてくれる国会議員の方がいらっしゃいます。本当に国によって地域によって違うのかなと思います。しかし一般的にいってそもそもアドボカシーという言葉自体がまだまだ受け入れられておらず理解もされていない言葉です。「NGOとして外務省に出向いても面会を断られたりしませんか」と聞かれることもあります。そこまで敵対的ではないのかなと思います。丁寧に聞いてはおくものの手を着けずにおこう、みたいなことはあるんでしょうけど。

【伊藤氏】 政府の反応は、テーマやアプローチに よってケースバイケースですよね。人権団体という と、これまでの経緯があるのか、政府と敵対すると いうイメージが非常に強いので、政府の中でも人権 と聞くと顔をひきつらせる人はいるかもしれない。 例えばNGOと外務省の共催でODA政策に関する会 合というのを、年に3回は必ず開催しているんで す。そこで議題を提案したり色々と政府と議論する んですけど、時々新しい担当の方が来られて「人権 団体です」と自己紹介すると、ちょっと顔が強張っ たりする。ただ、役所に味方を作っていかない限 り、役所を糾弾しているだけでは何の解決もしな い。ある省庁とある案件でやりあっている時、「あ なたのミッションは役所の中に、あなたの味方に なってくれる人、つまり人権を守ると決意を固めて いる人を増やすことだよ」と言われて、それ以降は 比較的建設的に「同じ目標を持っていますよね」という前提で話を進めるようにしています。

ただ、どうしても日本政府には好き嫌いがある。 例えばカンボジアの人権問題だとその場で電話をかけてすぐに動いてくれたりします。同じ日本人の弁護士が事実調査に行ってくれているから信用できるということで、海外の団体のレポートよりも注目してよく読んでくれるという風潮もあります。ただ、海外の人権問題については一生懸命取り組んでくが、日本の人権問題については、なからまか建設的に話を進めていけません。例え海外からまか建設的に話を進めていけません。例え前進させるためですし、自分の国にとって扱いたくなが野されることであっても日本の人権を守るという立場に立っています。 とうしています。 とうしています。 とうしても日本の人権を守るという立場にでいてもちゃんと人権を守るという立場によっています。 とうしています。

【猿田氏】 政策提言における日本の現状について一言だけお話をさせていただきますと、日本には独立したシンクタンクがあまりなく、企業系のものが大半です。「日本は官僚が最大のシンクタンク」と言われたりし、実際にそうだろうと思いますが、日本にはこれだけ様々な声が存在するのだから、これらの声を政治や外交に反映するための色々なタイプのシンクタンクがもっとあっていいと思います。

もっとも、NDは、外務省・防衛省の方々とお仕事をすることも少なくありません。例えば、日本の国会議員が訪米活動をする際、こちらでロビーイングの活動計画を立て、外務省・防衛省の方々とカレンダーをシェアしながら予定を組み、記者会見を設定していく、などということを頻繁に行っています。

普天間米軍基地の移転先とされている沖縄県名護 市は市としてNDの会員となっています。稲嶺進名



ちを防衛省にもわかってもらう良い機会だ」として、同伴を断りませんでした。面談相手の多くの米議員が「アメリカは財政難であり、在日米軍基地を縮小すべき」と述べるのを、4日間、朝から晩まで防衛省の方と共に聞きました。

【岡本広報委員会副委員長】 例えば国会議員の方の目から見たら政策提言活動というものについて「自分たちをこう使えばもっとうまく話が進展します」ということはありますか?

**【土井氏】** 当然あります。私たちを使っていただき たいですね。例えば最近出来た条約で「クラスター 爆弾禁止条約」があります。この条約はヒューマラ イツ・ウォッチはじめ様々なNGOがリードしてで きました。日本政府がリーダーシップを取る気があ ればそれをサポートする準備があるわけです。です からぜひ使っていただきたい。日本がそういった間 題でリーダーシップを取れば日本がリスペクトされ る結果にもなりますし、議員が頑張ったとなれば議 員の価値も上がるでしょう。日本はクラスター爆弾 に関しては条約交渉の場面では抵抗勢力でしたが、 最後の最後に賛成しました。最終的には賛成したと いう意味では最後まで反対した国よりは良かったの ですが、それでも何十か国もあるうちの最後の最後 でした。どうせ賛成するならもう少しやり方があっ たはずと思います。いずれにしても一議員が世界相 手にロビーイングできませんが、我々はそうしたシ ステムを持っていますので、ぜひ使っていただきた いと思います。欧米の国の中には私たちのような NGOとうまく付き合って、最終的には世界的な尊 敬を勝ち得る例が多くあります。日本も国際NGO をうまく使いこなしながら自らをプレゼンし、かつ 世の中のためにも役立つ存在になる時期ではないか と思います。我々を窓口にして少しずつ使い始めて いただけたらと思います。

【伊藤氏】 2009年に民主党政権ができた時に、「人権問題について真剣に取り組んでいきたいので、議員連盟をつくってみたい」というアプローチがありまして、ご一緒に議員連盟をつくりました。公約すべてを実現できないとしてもどの分野なら実行できるかというご相談にのったりしました。私たちは国際的な人権問題や国連の動きも分かっていますので、日本が人権を尊重する国として行動していくためには、私たちのインプットは役に立つんじゃないかなと思います。

例えば、2011年、国連の「人権に関する普遍的審



う宣言をしましたが、これについても世界は高く評 価しています。これは日本では知られていないシス テムだけど、国際的には結構重要なんです。私たち は人権条約の個人通報制度の導入を求めています が、まだそれが実現しない今でも、特別報告者が来 訪すると、個人通報制度と同様、またはそれ以上の 強い機能を果たすことができます。例えば、そうし た提案をさせていただいたりすることができます。 また、ミャンマーの民主化の問題についてもこれま で政治家の方々とご一緒してきました。今、世界の 流れは、独裁から民主主義や人権への移行・転換の 方向に進んでいます。日本政府が長年、海外の独裁 政権とだけ良好な関係を築いて、その国の反対勢 力・民主化勢力とは全く関係を築かないということ では、その後政変があった後で、その国と良い関係 を築いていくというのは非常に難しくなってくると 思うんです。そうした国にどういう人権問題がある か、例えば独裁政権下の中でどんな問題があるのか を知っておき、それを是正しようとして活動してい る人たちに対するサポートをしていく、あるいは ネットワークを構築していくというのは、今後の世 界秩序を見た時に、日本が良い外交的影響力をもた らしうる活動だと思います。政府がそうした活動を していくにあたって、私たちは情報提供やネット ワークの取り持ちなどの貢献ができると思います。

【猿田氏】 NDは、皆様に「利用していただく」ことで成り立っている団体です。国境を越えてロビーイングをしたい方、情報を発信したい方、是非お声がけいただければと思います。その中でも、国会議員の方の国境を越えての情報発信のサポートは常に重要な活動の柱です。これまで何度も、多くの日本の国会議員の訪米ロビー活動をサポートしてきました。事前準備から日程調整、取材依頼なども含めてこちらで設定し、議員のアメリカでの活動を全面的にバックアップします。また、日本の国会議員の方から日常的に、米国議会の審議状況、例えば、TPP



に関してアメリカでどんな議論がされているのか正確な情報を知らせて欲しいという調査依頼もあります。海外から専門家を招致し、その方を呼んだ時に日本での議員との面談設定をしたり、その方の研究会を開催したり、といった活動も行っています。「既存の外交チャンネルでは運ばれない声を運ぶ」というのをモットーに、NDの活動は党派を超えたものになっています。

もちろん、議員だけでなく、市民の声、例えば、 原発事故被害者の声や沖縄の基地削減の声なども運 びます。発信したい声がある方、情報収集が必要な 方など、ぜひNDをご利用ください。

【岡本広報委員会副委員長】 組織としての日弁連の 政策形成過程への関与についてご意見があればお願 いします。また、個々の弁護士でこれから少しでも 政策形成過程に関与してみたいという人たちに、ア ドヴァイスがあればそちらもお願いします。

【伊藤氏】 ヒューマンライツ・ナウは会員制組織 で、弁護士、特に若手の弁護士さんが中心となって 活躍しています。興味を持っていただければいつで も会員になっていただき、活動に参加していただき たいと思います。私が弁護士になったときはこのよ うな団体はなかったので、世界の人権問題に対して 何かしたいと思いつつ、活動の場がありませんでし た。今では日本の弁護士を主体としたこの団体があ りますので、世界の人権問題に取り組みたいという 方は、この団体に入ることを通じて、直接世界の重 要問題に関与できます。8月にシリア情勢が緊迫し た際、私たちは軍事行動以外の選択肢がある、軍事 介入はより多くの人権侵害を生み出すので反対す る、というステートメントを公表しました。これな どは、当時早稲田大学からエクスターンシップで来 たロースクール生が第一ドラフトを作成し、それを どんどんブラッシュアップして英語にして公表した のです。一週間後には、ジュネーブの国連人権理事 会の関連討議で、発言権を得て内容を発表しまし た。弁護士の方にはステートメントの起案などを助 けていただけるととても助かります。国際的な問題 ですと日本語だけで声明を出しても国際的な動きに は影響力がない、ヒューマンライツ・ナウでは、す ぐに英語に訳して、国連や世界各国に発信できま す。また、人権教育活動をミャンマーで行い、中国 でも開始したのですが、日本の弁護士のあたりまえ の知識がとても役に立つと思います。例えばミャン

マーでは今、弁護士会をつくっています。日弁連の活動内容を伝えるだけで、ものすごく役に立つと思います。私たちの団体では調査団や海外での講師など、若手や活動に参加して間がない方でも即戦力なので、参加していただければ活躍していただくことができます。日弁連とは、これまでに様々なセミナーやシンポジウムを共催・後援してもらって一名に会員がいるので、国連の会議に合わせた国連内でのサイドイベントを開催することもあります。一回日弁連と共同で開催したことがあるんですけど、そういうこともニューヨークやジュネーブで一緒にやっていくというのも今後の連携の方法かと思います。

私も日弁連の一員という立場にありますが、今後 日弁連として、政策提言のほかに、人権に関する事 実調査等をしていくとよいのでは、と思います。東 日本大震災後、日弁連は重要な政策提言を続けてい ますが、事実調査報告書等も適宜出していくとイン パクトかあるのではないかと思います。日本の人権 が深刻に問われている今、もっと様々なかたちで連 携していければと思います。

【土井氏】 世界中の弁護士はその性質上、人権活動 家になっていく人が大勢います。実際にひどい人権 侵害が起きている国では、そういう被害者たちの弁 護をしていると、どうしても政府から睨まれる立場 になったり、あるいはだんだんと目立つ存在になっ ていく。そして、人権活動に目覚めていくのです。 それは日本の弁護士も同じだと思います。日本では 人権活動をしていて身の危険はないのですが、海外 ではそれが故に逮捕されたり弁護士資格を剥奪され る国も多くあります。日弁連には、せめて同じ職能 の弁護士が職務遂行の結果不当に人権を侵害されて いる場合には、声を上げてほしいと思います。声明 を出してその国の大使館に出向いてロビー活動をし てくれればとても嬉しいです。また、そうした問題 意識を持って世界中の人権弁護士ともネットワーク をつくってほしいです。相手の国が抑圧的な政府 だった場合は、政府傘下の弁護士団体とだけ付き合 うのではなく政府から独立した弁護士たちなど市民 社会とも付き合うべきだと思います。お付き合いか らはじめて、世界各国で弁護士の独立を支援し始め ていただければありがたいと思います。あと、弁護 士会へのお願いではなくてひとりひとりの弁護士さ んたちには財政で支えてほしいです。私たちの場 合には年に一度ガラ・バーティーを開催して世界各

地の人権状況を知らせるとともにその解決に向けて どのような活動をしたか報告しています。一席5万 円で半分以上が寄付になりますので是非サポートし ていただきたいと思います。これまでも、ご夫婦で ディナーを楽しんでくださる弁護士の先生方や家族 連れで出席して子どもに知って欲しいと考えるビジ ネスマンもいます。

【猿田氏】 キーワードは「発想の転換」です。米国政府や議会に対してロビーイングする、なんてことは、私自身も4年前まで思いつきもしませんでした。しかし、やってみたらできちゃうわけです。その議員がたまたまそのトピックが気に入って翌日の米議会で質問することもありました。そのうちアメリカの議員からも議会質問作成の際に協力を求められるようになる。「発想の転換」で何か新しいことをやって飛び込んでみよう。それが次につながっていくことも多いのです。

アメリカは日本に対して強大な影響力を持っている。これは、実は、私たち誰もが利用できる影響力です。私はワシントンの「拡声器効果」と呼んでいますが、日本で発表することと同じことを飛行機代を払って向こうで発表すれば、それだけで日本の新聞で一面トップになることもある。どうして石原慎太郎さんが東京都の尖閣諸島購入をわざわざワシントンまで来て発表したのでしょうか。また、アメリカの誰かの発言を引き出せれば、様々な日本の政策に大きな影響が与えられる。これらワシントンの「拡声器効果」をよく分かっている政治家の方は、頻繁にワシントンに来ています。私たちはアメリカにいろいろ言われて不愉快な思いをすることは多いのですが、実際自分たちの声をアメリカに運んだこ

とはあるでしょうか?そんなに簡単なことではない。しかし、NDを利用すればワシントンへ行って議員に直接会って話ができるんだと。その活動は、アメリカに影響を与えるのはもちろんのこと、日本にこそ大きく影響を与えるのだ、と、そんな今までにない新しい活動を新外交イニシアティブでは行っています。

NDも、訪米などその活動に費用がかかるため、経済的にサポートをいただけるのは大変助かります。一般会員の年会費は1万2千円です。また、実際にロビーイングや情報収集などを行いたい方のご相談にも常にのっており、具体的にはコンサルティング業務のようなことを行い、海外の会議設定から、取材依頼まで行います。こういった具体的なサポートについては「特別会員」「団体会員」の方からご依頼いただいていますが、特別会員の年会費12万円は顧問弁護士費用と考えればけして高くない金額かと思います。

個々の弁護士の方、議員の方には、実際に活動を ご一緒させていただければと思います。その時々の 個別の訪米ロビーイング以外にも、日本において、 常時、多くの問題、例えば、地位協定や日中関係・ 歴史問題等について、研究会や講演会を行い、提言 をまとめ、発信活動を行っています。今後、外交・ 安保政策は日本政治の中でもこれまで以上の比重を 占めるテーマとなりそうです。是非、この新しい活 動をサポートいただければ幸いです。

【岡本広報委員会副委員長】 本日はたくさんの貴重 なお話を伺えました。ありがとうございました。

(平成25年10月8日 於霞が関弁護士会館)



## 「時代に即した新たな刑事司法制度の構築を目指して」

第二東京弁護士会会員 河津博史

法制審議会・新時代の刑事司法制度特別部会(以下「特別部会」という。)において、刑事司法制度の抜本的な改革に向けた議論が行われている。特別部会に諮問されているのは、「時代に即した新たな刑事司法制度を構築するため」の「取調べ及び供述調書に過度に依存した捜査・公判の見直しや、被疑者の取調べ状況を録音・録画の方法により記録する制度の導入など、刑事の実体法及び手続法の整備の在り方」である。

特別部会設置の契機となったのは、近年相次いで 発覚した、郵便不正・厚生労働省元局長事件をはじ めとする冤罪と、検察官による証拠改ざん事件をは じめとする捜査機関の不正である。従来の日本の刑 事司法は、犯罪の嫌疑をかけられた人の身体を長期 間拘束し、長時間の取調べを行って詳細かつ多数の 供述調書を作成し、起訴された人をきわめて高い確 率で有罪とすることを特徴としていた。このような 刑事司法のあり方は、真相解明や国民の期待に応え るものであるかのようにも評されてきたが、近年発 覚した冤罪と捜査機関の不正は、その実像を明らか にした。それらの多くでは、身体拘束の苦痛や身体 拘束されることへの恐怖心が利用されて捜査機関が 描く筋書きに沿う供述証拠が作成され、その筋書き に沿わない証拠は隠されたまま、罪を犯していない 人が有罪とされ、あるいは有罪とされようとしたの である。このことは、刑事司法における冤罪を防止 する機能が十分に作動しておらず、真相解明も多分 に見せかけのものであったことを示しており、この ような刑事司法のあり方では、国民の信頼を得るこ とはできない。

[別表] のとおり、特別部会において議論されて いる論点は多岐にわたるが、冤罪を効果的に防止 し、国民から信頼される刑事司法制度を構築するために特に重要な課題は、「取調べの録音・録画」、「勾留・保釈の適正化 | 及び「証拠開示の拡充 | である。

筋書きに沿った供述調書への署名押印の強要に代 表される不適正な取調べを防止するためには、取調 べ全過程の録音・録画を義務化することが必要であ る。取調べ全過程の録音・録画は、不適正な取調べ を防止すると同時に、取調官と供述者の問答を正確 に記録することによって、真相解明にも寄与するも のである。捜査機関が描く筋書きに沿う証拠を揃 え、その筋書きに反する証拠を隠して有罪を獲得す ることは、真相解明を意味しない。真相は、客観的 な証拠と正確な記録に基づいて解明されるべきもの である。現行刑事訴訟法が制定された65年前と異な り、録音・録画機器が普及した新たな時代におい て、録音・録画の方法により供述を正確に記録する ことが要請されるのは、当然の成り行きである。特 別部会においては、裁判員裁判対象事件の身柄事件 を念頭において、制度の枠組みに関する具体的な検 討を行い、その結果を踏まえ、対象事件の範囲のあ り方についての検討を加えることが予定されている が、裁判員裁判対象事件は刑事裁判の3パーセント にも満たず、これに限定されるようなことになれ ば、郵便不正事件の再発防止策にすらならない。不 適正な取調べを防止する必要性や真相解明のための 有用性に照らすと、取調べ録音・録画の対象を一部 事件に限定する理由はない。仮に、捜査機関に準備 期間を与えるとしても、例えば、検察官の取調べ及 び裁判員裁判対象事件の取調べの録音・録画を先行 して義務化し、数年後にはこれを全ての取調べへと 拡大するべきである。

従来の日本の刑事司法においては、嫌疑を否認し

ていることを理由に長期間勾留し、保釈も許可しないという運用が行われてきた。その結果、罪を犯していない人が否認していることを理由に長期間身体を拘束され、その苦痛や恐怖心から虚偽自白に至るという不正義が繰り返されてきた。特別部会では、勾留と在宅の中間的な処分や身体拘束を適正化する指針規定が議論されているが、このような不正義を生まないような制度・規定を実現しなければならない。

証拠開示については、裁判員制度の導入にあたり 創設された公判前整理手続において一定の権利が認 められたが、その後、検察官が証拠開示を免れるた めに筋書きに沿わない証拠を還付したり、供述を調 書化せずにメモにするなどの不適切な対応や、無罪 証拠が隠されたまま罪を犯していない人が有罪とさ れていた事案が明らかになっている。特別部会で は、証拠一覧表の交付、公判前整理手続の請求権及 び類型証拠開示の対象拡大が議論されているが、こ の間の経験を踏まえ、あらゆる事件において防御に 必要な証拠が確実に開示されるような制度を実現す べきである。

特別部会は、今年2月以降、最終報告に向けて集中的に開催されることが見込まれている。この機会に、冤罪を効果的に防止し、国民から信頼される新たな刑事司法制度が構築されなければならない。

#### [別表] 特別部会で検討されている制度 -

- 取調べへの過度の依存を改め、証拠収集手段 を適正化・多様化するための方策
  - 取調べの録音・録画制度
  - ・ 刑の減免制度、協議・合意制度及び刑事免 責制度
  - · 通信·会話傍受等
  - 被疑者・被告人の身柄拘束の在り方
  - ・ 弁護人による援助の充実化

- 供述調書への過度の依存を改め、より充実した公判審理を実現するための方策
  - · 証拠開示制度
  - ・ 犯罪被害者等及び証人を支援・保護するための方策の拡充
  - ・ 公判廷に顕出される証拠が真正なものであ ることを担保するための方策等
  - ・ 自白事件を簡易迅速に処理するための手続 の在り方

# 第23回参議院議員選挙 当選祝賀会



丸山和也参議院議員(自由民主党)



山口那津男 公明党代表



江田五月 参議院議員(民主党)



仁比聡平 参議院議員(日本共産党)



川田龍平 参議院議員(みんなの党→結いの党)

平成25年10月22日、丸の内東京會舘ゴールドルームにて、弁政連主催の参議院議員当選祝賀会が開催された。前年12月の衆院選に引き続き自公が圧勝した今回の参院選だったが、与野党問わず7月の参議院議員選挙に当選挙に当選挙に当選挙に当改、今回は改議員の方々をはじめ、今回は改議員の方々をはじめ、今回は改議員の方々をはじめ、今回は改議員の方々にも多くご参加いただき、盛大な会となった。ご出席いただいた議員の方々からは、東日本大震災・東京電力福島第一原発事故の被災者支援、憲



法改正、集団的自衛権、秘密保護法、労働法制の規制緩和、刑事司法改革、法曹養成制度改革など、多岐にわたる論点について言及があり、法の「メーカー側」と「ユーザー側」の架け橋である日弁連・弁政連に期待する声が寄せられた。 (広報委員 柳楽久司)

#### 井上 大串 柿沢 伊藤信太郎 上野ひろし 信亮 東京23区 大阪16区 大阪14区 長野4区 奈良3区 比例北関東 岐阜2区 愛媛1区 比例南関東 神奈川15区 和歌山1区 東京15区 比例九州 東京25区 宮城4区 神奈川13区 静岡8区 大阪2区 席議員(本人出席太字)選挙区・政党 自民 自民 民主 自民 自民 井 上 江田 魚住裕 井上 鷲尾英 若宮 林田 富田 寺田 三ツ林裕巳 原 五月 哲士 義行 博行 健嗣 明宏 =十月一 郎 郎 彪 参議院議員 比例中国 広島5区 比例 比例 比例 栃木5区 比例 東京5区 静岡3区 埼玉14区 新潟5区 比 高知3区 岡山2区 長野2区 福岡9区 比例九州 宮城3区 比例近畿 例 日 共産 民主 公明 みんなの党 公明 新党改 自民 自民 自民 当選祝賀会= 岡田 川田 小川 丸山 前川 点 仁比 上月 吉良 大野 泉 山口那津男 福島みずほ 古賀友一郎 聡平 勝也 久武 広 岐阜 明石市長 埼玉 比例 比例 (敬称略・五十音順 自民 社民 公明 自民 みんなの党

# 各政党との朝食懇談会報告

#### 自由民主党(10月17日)



2013年10月17日、高村副総裁、保岡元法務大臣をはじめとして20名以上の国会議員の方のご出席をいただき、自由民主党と日弁連・弁政連の朝食懇談会が、ホテルニューオータニで開催された。日弁連から、災害復興問題(消滅時効)、法曹養成・法曹人口問題、刑事司法改革(付添人制度を含む)、民事司法改革について説明を行った後に、活発な意見交換を行った。いずれの課題についても、貴重なご意見をいただき、充実した会合となった。

(企画委員会副委員長 加藤 賢)

#### 民主党(10月24日)



2013年10月24日、民主党国会議員の皆様と、日弁連・弁政連執行部が、2013年臨時国会開会を受けて、定期朝食懇談会を開催した。参加者からは、立憲主義の意義、議会と内閣との均衡の必要性について、近時の政治状況を交えた意見が出たほか、いわゆる特定秘密保護法案についての意見交換が行なわれた。このような公式の活動に加えて、特定の法分野に明るい弁護士のチームごとに、当該法案を所管する委員会の議員と交流を深めていくことの重要性を感じた。 (企画委員会副委員長 竹内彰志)

#### 公明党(10月29日)



2013年10月29日、公明党との朝食懇談会が開催された。臨時国会会期中の多忙のところ、公明党から山口代表をはじめとする11名の議員がご出席された。日弁連及び弁政連からは山岸会長をはじめ25名が出席した。

懇談会では、①災害復興問題(消滅時効)、②法曹養成・法曹人口問題、 ③刑事司法改革・国選付添人制度、④民事司法改革という重要課題につい て意見交換が行われた。中でも②については、合格者抑制の必要性という 共通認識を踏まえ、改革の方向性について具体的な意見交換が行われた。

(企画委員会副委員長 関口慶太)

#### 日本維新の会(11月6日)



2013年11月6日、弁政連主催による日本維新の会と日弁連・弁政連との朝食懇談会がホテルニューオータニで開催され、日本維新の会からは、小沢鋭仁国会対策委員長、松野頼久国会議員団幹事長をはじめ8名の国会議員の方々にご参加いただいた。災害復興問題に関する損害賠償請求権の消滅時効の問題、法曹養成・法曹人口問題、刑事司法改革及び国選付添人制度、特定秘密保護法案などの各問題や国政の重要課題について、活発な意見交換がなされ、充実した朝食懇親会となった。

(企画委員会委員 鈴木成公)

#### 日本共産党(11月20日)



2013年11月20日、日本共産党との朝食懇談会が開催された。日本共産党から志位党幹部会委員長をはじめとする15名の議員が出席された。日弁連及び弁政連からは山岸会長、平山理事長をはじめ28名が出席した。

懇談会では、①特定秘密保護法案、②災害復興問題(消滅時効)、③法 曹養成・法曹人口問題、④刑事司法改革及び国選付添人制度という重要課 題について活発な意見交換が行われた。①の課題に触れた議員が最も多く、 日弁連の活動は出席された議員から大いに歓迎された。

(企画委員会副委員長 関口慶太)

#### みんなの党(11月29日)



2013年11月29日、浅尾幹事長、水野政策調査会長をはじめとして6名の国会議員の方のご出席をいただき、みんなの党と日弁連・弁政連の朝食懇談会が、ホテルニューオータニで開催された。日弁連から、法曹養成・法曹人口問題、刑事司法改革及び国選付添人制度、災害復興問題(消滅時効)、特定秘密保護法案について説明を行った後に、活発な意見交換を行った。特に法曹養成・法曹人口問題や特定秘密保護法案については、貴重なご意見をいただき、充実した会合となった。

(企画委員会副委員長 加藤 賢)

### 国会議員政策担当秘書説明会開催

10月1日(火)、国会議員政策担当秘書を希望する法曹有資格者向けの説明会を開催した。8月の開催に引き続

く開催であった。今回も、66期司法修習生B班の参加があった ほか、67期司法修習予定者、弁護士など、幅広い属性の参加者 に恵まれた。政策担当秘書として、金子春菜氏(65期)、安藤 圭輔氏(65期)、竹内彰志(63期)が現在の執務内容について 報告を行ったことに加え、政策秘書経験を経て現在弁護士活動 を行なっている小島秀一氏(61期)が、政策秘書経験後のキャ リアパスについて報告を行った。

(企画委員会副委員長 竹内彰志)



## 国会議員の先生方へ ――政策秘書は、弁護士から

官僚組織と時には対峙する国会において、国会議員を強力にサポートできる専門職は弁護士です。政策立案、立法活動、陳情対応などを行なう政策秘書として、専門力を持ち、情報管理において守秘に長ける弁護士の採用を考えてみませんか。お気軽に、下記窓口までご連絡下さい。

日本弁護士政治連盟事務局

TEL 03 (3580) 9975

FAX 03 (3580) 9976

## 「民事司法を利用しやすくする懇談会! 最終報告書発表

民事司法を利用しやすくする懇談会 事務局長 小林元治

民事司法を利用しやすくする懇談会(民事司法 懇)は、経済団体、労働団体、消費者団体、学識経 験者等34名の委員により構成された民間懇談会で、 平成25年1月24日に設立され、6月中間報告を行 い、10月30日最終報告書を発表した。

報告書は、民事司法制度を社会、経済活動の基礎を支える公共インフラであると位置づけ、利用者の視点で、かつ国際的な視点も入れつつ、必ずしも利用しやすくない民事司法制度の整備・拡充は喫緊の課題であるとしている。加えて、現在、経済政策として検討されている成長戦略の一環としても民事司法改革は必須としている。そして、改革実行の道筋として内閣直属で総理大臣を長とするような強い権限を持つ検討組織の設置も提言している。

報告書では民事、家事、商事、行政、労働、消費者、基盤整備・アクセス費用等民事司法の全体像を捉えつつ、改革諸課題の提言を行っている。

懇談会では、各部会で取り上げるべき課題の検討を行い、それを全体会で意見交換して報告書が取りまとめられた。意見交換にあたっては、昨年3月16日に「民事司法改革オープンミーティング~利用者

の声を聴く」と題するシンポジウムも開催された。 懇談会の議長、議長代行、各部会の部会長は次の 通り。

議長片山善博(慶應義塾大学法学部教授)、議長代行土屋美明(共同通信社編集委員)、民事・家事・ 商事部会長高橋宏志(中央大学法科大学院教授)、 行政部会長古城誠(上智大学法学部教授)、労働部 会長山本和彦(一橋大学大学院法学研究科教授)、 消費者部会長山根香織(主婦連合会会長)、基盤整 備・アクセス費用部会長安岡崇志(元日本経済新聞 論説委員・法テラス理事)

この懇談会での提言を実現するため、懇談会のメンバーと各出身母体がそれぞれの立場に応じて行動を起こすとともに、今後、懇談会においても、政党への働きかけやシンポジウム等適宜必要な行動をとるとにより、国民世論へのアピールを行いながら改革を進めることを予定している。

なお、最終報告書の内容は民事司法懇のホームページ(http://minjishihoukon.com/)に全文掲載されている。



# 支部活動ヘッドライン

本部広報委員会では、『支部活動ヘッドライン』として、毎号の紙面に、各支部の対外的活動内容を一覧表にして、全国の弁護士にお知らせすることといたします。 支部活動の参考にしていただければ幸いです。

В	付	支 部	活動内容
平成25年1		鹿児島県支部	鹿児島市長に対して、弁護士の任期付職員採用の申入れ(再度)
平成25年1		大阪支部	弁護士資格を有する自治体職員との懇談会(弁護士会との共催)
平成25年1		石川県支部	Tigli file 有する自由体験員との恋談会(対談上会との共催) 石川県議会議員との意見交換会
平成25年 2		鹿児島県支部	鹿屋市長に対して、弁護士の任期付職員採用の申入れ 大阪鉄道の人・台港上湾日(内湾人・大阪土湾人)との想達人
平成25年 2		大阪支部	大阪維新の会・弁護士議員(府議会、大阪市議会)との懇談会
平成25年 2		熊本県支部	衆議院議員当選祝賀会
平成25年 2		三重県支部	元衆議院議員藤田大助氏、田中智也三重県議会議員と有志との懇親会
平成25年3		徳島支部	弁護士会新年度執行部との合同役員会
平成25年3		岐阜県支部	武藤容治衆議院議員との懇談会・懇親会
平成25年4	月1日	神奈川支部	理事者就任披露パーティーで政治家来賓の案内・接待
平成25年4	月5日	大阪支部	衆議院議員当選祝賀会
平成25年 4	月6日	新潟県支部	平成25年度役員披露会兼名刺交換会 (新潟県弁護士会主催) の企画・実施に協力
平成25年 4	月8日	徳島支部	弁護士会執行部との合同役員会
平成25年 4		三重県支部	鈴木英敬三重県知事との意見交換会
平成25年 4		茨城支部	茨城県知事を囲む会(講演、懇親会)
平成25年 4		三重県支部	元衆議院議員藤田大助氏、田中智也三重県議と有志との懇親会
平成25年 4		宮崎県支部	治費制ミニ集会、法曹養成制度(給費制パブコメ)意見交換会(主催宮崎県弁護士会)へ出席(支部長)
平成25年 5		告呵宗又 徳島支部	和貢明マー果云、広省資政制度(和貢制バブコグ)思見文撰云(土催呂崎宗开設工云)、山席(文部長) 定期総会及び記念講演会「少年法改正について」
平成25年 5	月17日	福島県支部	森まさ子参議院議員及び金子恵美参議院議員との意見交換会  神会出土物会場と、カラア族地名よる原見、会番し合う。 リンドリストはアンヤウ (タロー) カロア (タロー) カロア (カロー) カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カ
平成25年5	月21日	神奈川支部	神奈川支部主催トルコ研修旅行を企画し、弁護士会メーリングリストにて参加募集(後にトルコ国内治安悪化のなめ中央)
			化のため中止)
平成25年 5		長野県支部	県弁護士会執行部との懇話会
		熊本県支部	熊本大学法科大学院の存続について国会議員への陳情活動
平成25年6		三重県支部	岡田克也衆議院議員との意見交換会
平成25年6		大阪支部	宮崎誠会員を招いての法曹養成問題等勉強会
平成25年6	月22日	仙台支部	自民党衆議院議員を招いての懇親会
平成25年6	月27日	三重県支部	鈴木英敬三重県知事との懇親会
平成25年6	月28日	兵庫県支部	平成25年度自民党兵庫県支部各種友好団体意見交換会に出席
平成25年6	月28日	広島支部	広島支部懇親会(各党の国会議員、県議会議員を招待)
平成25年7		神奈川支部	参議院選に向け、神奈川支部として推薦する候補者を決定し、推薦状及び陣中見舞いを持参
平成25年7		大阪支部	大阪弁護士会役員との意見交換会
平成25年7		石川県支部	金沢市長、白山市長及び野々市市長との意見交換会
平成25年7		札幌支部	日本弁護士政治連盟札幌支部青年部発足
平成25年7		三重県支部	定期総会後に議員を招いての懇親会
		熊本県支部	能本大学法科大学院の存続についての意見書採択に向けて熊本県議会議員への陳情活動
平成25年8		新潟県支部	西村智奈美前衆議院議員懇談会
平成25年9	月2日~ 月27日	仙台支部	仙台弁護士会執行部・委員会に同行し、宮城県選出の国会議員に対する要請活動(司法修習生に対する給費制復活の件)
平成25年9	月21日	福島県支部	森まさ子参議院議員の当選祝賀会
平成25年10	月11日	大阪支部	参議院議員当選祝賀会
平成25年10	月14日	沖縄支部	県選出衆議院議員2名(宮崎政久議員、国場幸之助議員)と、給費制問題等司法問題に関して協議会を開催
平成25年10		和歌山支部	世耕弘成内閣官房副長官の講演会(意見交換会)
平成25年10		仙台支部	みんなの党の林宙紀議員・和田政宗議員を招いての懇親会
平成25年10		沖縄支部	青年会議所主催の4党(自民党、公明党、民主党、共産党)政治討論会に協賛し、討論会を傍聴
平成25年10		釧路支部	特定秘密保護法制定反対、給費制復活の要請、死刑廃止に向けての議論要請について陳情(帯広、清水誠一代議士事務所、中川郁子代議士事務所)
平成25年10	月29日	釧路支部	特定秘密保護法制定反対、給費制復活の要請、死刑廃止に向けての議論要請について陳情(北見、武部新代 議士事務所)
平成25年10	月30日	釧路支部	特定秘密保護法制定反対、給費制復活の要請、死刑廃止に向けての議論要請について陳情(釧路、鈴木貴子議員)
平成25年11	月2日	釧路支部	特定秘密保護法制定反対、給費制復活の要請、死刑廃止に向けての議論要請について陳情(釧路、伊東良孝 議員)
平成25年11	月16日	新潟県支部	日弁連・新潟県弁護士会主催、関弁連共催の「地域司法キャラバンin柏崎」の実施に協力
平成25年11		岐阜県支部	小見山幸治参議院議員との懇談会・懇親会
平成25年11		釧路支部	帯広駅前にて特定秘密保護法案反対のビラ配り
平成25年11		神奈川支部	関連土業政治連盟懇談会(弁護士、司法書士、税理士、公認会計士、行政書士、社会保険労務士、土地家屋 調査士の政治連盟神奈川支部の連絡会)を開催
平成25年11	日99日	釧路支部	釧路駅前にて特定秘密保護法案反対のビラ配り
平成25年11		大阪支部	到的紙前にて特定秘密体表伝系及列のとう配り 包括外部監査人につき地方議会議員へ働きかけ
平成25年12		神奈川支部	神奈川選出の国会議員に対し「特定秘密保護法」成立に反対する要請文を送付
平成25年12	月21日	三重県支部	中川正春衆議院議員との意見交換会

# 支部報告XVI

## ようやく支部を設立しました

長崎県支部長 山下 俊夫

長崎県支部は昨年9月14日に設立されました。九州の中で支部がないのは長崎と佐賀だけと言われて久しく、 弁政連の会議に出るたびに肩身の狭い思いをしておりましたが、ようやく設立することができました。設立総 会には、会員37名中32名が出席し、今後の活動についての活発な意見交換も行われました。

その後引き続き支部設立披露パーティーを開催しました。パーティーには、長崎県選出の8名の国会議員の うち、衆議院議員の冨岡勉先生、加藤寛治先生、北村誠吾先生、高木義明先生、末吉光徳先生、参議院議員の 古賀友一郎先生の合計6名が出席されたほか、政党関係者、県議会議長を含め13名の政界関係者にご出席いた



だきました。弁政連からは、平山理事長をはじ め12人の役員の方々にご参加いただき、大変盛 会のうちに終えることができました。

設立総会、披露パーティーを通じ、「支部設立は遅かったが、今後の活動については、全国のどこの支部にも負けない活発なものにしよう」ということを皆で確認しました。今後の長崎県支部の活動にご期待ください。

## 石田真敏衆議院議員との朝食会



11月13日、日本弁護士政治連盟主催で、前 衆議院法務委員長石田真敏衆議院議員との朝 食会が開催されました。日弁連及び弁政連か ら、菊地裕太郎日弁連副会長以下17名が出席 しました。石田議員から、①自らが団長とし て参加された衆議院法務委員会の米国視察に ついて、ハーグ条約、再犯防止、取調べ可視 化などに関する米国司法行政の実情が報告さ れた後、②自由民主党国家戦略本部における

2030年に向けた国家戦略の策定状況について説明がなされました。その後、参加者からは石田議員が言及した再犯防止についての超党派議連設立への期待が寄せられ、今後の弁護士のあり方などについて積極的な意見交換が行われるなど、有意義な朝食会となりました。 (企画委員会副委員長 永井翔太郎)

## 北川正恭元三重県知事を囲む懇談会 ー自治体における弁護士の役割について

10月30日、北川正恭元三重県知事及び泉房穂明石市長をお招きして、自治体における弁護士の役割について 意見交換会が行われた。尾崎弁政連企画委員会委員長、菊地日弁連副会長の他、行政の法務に関わった経験の ある委員が中心となって集まった。

北川正恭元三重県知事からは、真の地方自治を確立するためには法の支配を行き渡らせる必要から専門家で



ある弁護士の存在が不可欠であることをお話 しいただき、泉房穂明石市長からは、具体的に 明石市で弁護士職員がどのような活躍をして いるかの説明をいただいた。自治体・行政での 勤務や条例制定関与の経験者、政策法務支援の 経験のある委員会からの報告が行われ、自治体 側のニーズ、弁護士側の悩み、各地の実例につ いて意見交換がなされた。自治体における弁護 士の必要性や課題等の現状認識が共有できる 有意義な会となった。

(企画委員会副委員長 三浦忠司)

## セミナー「自治体内弁護士という選択」



11月14日、日弁連と弁政連の共催で、「セミナー 自治体内弁護士という選択」が開催された。

帖佐直美氏(千葉県流山市役所勤務) は、自治体で勤務することの魅力や自治 体における業務の現状等について説明さ れた。秋山一弘氏(元東京都町田市役所 勤務)は、担当された業務や自治体勤務 を経た後のキャリアプラン等について説 明された。泉房穂氏(兵庫県明石市長)は、

自治体側の立場から、主として弁護士職員の活躍分野を説明された上、自治体勤務の経験が将来の業務に活きることをアピールされた。 (企画委員会副委員長 関口慶太)

# 弁護士会会員である大臣政務官の紹介

### 牧原秀樹氏が環境大臣政務官

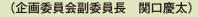
衆議院議員 比例北関東 当選2回 埼玉弁護士会所属 49期 自由民主党



### 新規当選弁護士議員との懇親会

12月12日、公明党新規当選弁護士議員との懇親会が開催された。公明党から、濱地雅一議員、國重徹議員、矢倉克夫議員、佐々木さやか議員が出席された。弁政連からは平山理事長をはじめ15名が出席した。

各議員は、国会議員となった経緯、国会議員の活動、 将来の志等について語られた。各議員の当選前のキャリ アは異なるが、弁護士の経験が現在の活動に活きている とのお考えは共通であった。各議員と出席弁護士との間 で互いの活動に対するエールが交わされる暖かい懇親 会となった。





## 本部人事について

森本精一会員(長崎県)を平成25年12月20日付けで選任 佐々木秀典理事(旭川)が平成25年12月5日付け辞任 富川泰志会員(旭川)を平成25年12月20日後任理事に選任

## 支部人事について

#### 長崎県支部

支 部 長 山下俊夫 副支部長 森本精一 理 事 福崎博孝、吉田良尚、渡会祐二 監 事 伊東譲二幹 事 長 石橋龍太郎副幹事長 飯田直樹

### 編集後記

平和と安全、人権保障を願いつつ、本部と全国各支部の活動の息吹を送ります。(さいとう) 新年らしく盛りだくさんの紙面でお送りいたします。本年がよい年でありますように。(おがわ) 今年は、民事司法改革の動きの加速を期待したいところです。(なぎら)

新年号に相応しいイノベーティブな座談会でした。(おかもと) 先日、珍しく流れ星を見ました。師走の慌ただしい中書いていますが、読者の皆様に幸多からんことをお祈りします。(いけもと)